

## I いじめ防止に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれでも加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

## II いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

## III いじめ防止基本方針及び具体的な取り組み

### 方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) SNS のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。

### 【具体的な取組】

- (1) ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修をとおして、教職員の人権意識を高める。  
②いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを、学校生活の朝の会、帰りの会等で日常的に指導していく。
- (2) 道徳授業地区公開講座での道徳の時間に「友情・信頼、正直・誠実、公正・公平、生命の尊さ」の授業を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
- (3) 異学年交流活動（はちのこ班活動）を実施することで、他学年児童を思いやる心の育成を図る。
- (4) ①年3回のふれあい月間の取組の中で、いじめに関する授業を行う。  
②多摩第三小人権週間を12月に実施し、全校児童で人権について考える活動を行う。
- (5) 特性がある児童の指導・支援について、巡回相談員の助言を活かし、児童理解に努める。
- (6) セーフティ教室を通して、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、児童への情報モラルの指導を徹底する。また、多摩第三小学校 SNS 学校ルールの周知し、指導を徹底する。

### 方針2 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、児童がいじめを訴えやすく、また、教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

### 【具体的な取組】

- (1) 「いじめアンケート」を年に3回実施し、その結果をもとにいじめ対策会議や職員会議を開き、情報交換と連携した対応に努める。
- (2) スクールカウンセラーや特別支援教室専門員、特別支援担当教員等と毎月一回、特別支援委員会において情報を交換し、児童の実態把握に努める。
- (3) 複層的な視点から子供たちの変化を把握するため、教職員が休み時間等で定期的に校内巡回を行う。

### 方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみでの対応ではなく、いじめ対策会議を開催し、学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切に指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

#### 【具体的な取組】

- (1) 把握したいじめについて、いじめ対策会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
- (2) いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守りなどを通して、児童の安全確保を行う。  
いじめの加害児童の保護者に状況を連絡し、加害児童に対し、適切な指導を行う。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について子ども家庭支援センターや相談室等と情報を共有する。  
②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- (4) いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、被害児童の保護者に進捗を報告する。
- (5) 地域人材を活用し、地域の大人による児童の登下校時の見守りを行う。  
加害の子供への指導に改善が図られず、被害児童が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。

### IV いじめ防止等の対策のための組織

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「委員会・チーム」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

定期的に月1回開催し、必要に応じて臨時で行う。協議内容については、学年会や週1回の生活指導夕会等で全教職員で共有する。

#### 「いじめ対策委員会」の構成メンバー

校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、養護教諭、学年担当教諭（必要に応じて該当学級担任）